

障害者雇用促進企業の登録申請に係る手引き

県では、障害者の雇用促進等のため、庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達において積極的に障害者を雇用している事業者を優遇する制度を設けています。

優遇措置を受けるためには、県への登録が必要になりますので、下記により登録申請を行ってください。

記

1 対象事業者等

(1) 障害者雇用促進企業の要件

障害者雇用促進企業は、次の要件を満す必要があります。

- 鹿児島県の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱に係る競争入札参加資格を有すること。
- 鹿児島県内に本店又は支店・営業所等を有すること。
- 中小企業者であること。(下記の表で業種ごとに定められた「資本額・出資総額」又は「常用従業員数」のいずれかを満たす事業者をいいます。)

中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条）

業種	資本額・出資総額	常用従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下

- 県内の事業所で常時雇用する障害者の数が、常時雇用している労働者の数の合計の100分の2.5以上であること。

雇用する障害者数の目安

従業員数	1～40人	41～80人	81～120人	121～160人	161～200人
雇用障害者数	1人以上	2人以上	3人以上	4人以上	5人以上

※ 障害者雇用率の算定については、別紙1を参照してください。

(2) 庁舎等とは

- 庁舎、試験場、公の施設その他県が管理する建築物であって、教育委員会の管理に属するものを除くものをいいます。

(3) 管理等の業務とは

- 対象業務は下記の12業務です。

1	清掃業務
2	環境衛生管理業務
3	害虫駆除業務
4	浄化槽等清掃業務
5	古紙回収業務
6	警備業務
7	設備管理業務
8	電気・冷暖房設備保全業務
9	消防設備保全業務
10	通信・情報設備保全業務
11	昇降機設備保全業務
12	自動ドア・シャッター設備保全業務

2 登録申請期間及び有効期間

障害者雇用促進企業等登録申請期間：毎年1月4日から同月31日

有効期間：登録の通知を受けた日の属する年の4月1日から翌年の3月31日

3 優遇措置の内容

- (1) 指名競争入札において、障害者雇用促進企業を1人以上含めて指名するよう努めます。
- (2) 隨意契約において、2人以上から見積書を徴取する場合には、障害者雇用促進企業を1人以上含めて見積依頼するよう努めます。
- (3) 隨意契約において、見積書の徴取を省略できる場合には、障害者雇用促進企業を優先して選定するよう努めます。

4 申請書の記入方法について

- (1) 申請者の名称は登記簿に記載されているものを記入してください。（押印不要）
- (2) 障害者雇用促進企業の登録を受けたい場合は、別紙1の「障害者雇用促進企業登録申請書作成に係る留意事項」を参照し、1号様式の1～3を記入し、確認資料として、法定雇用義務のある事業者（常用労働者数40人以上）の場合は障害者雇用状況報告書（労働局の受付印のあるもの。なお、電子申請の場合は受付印不要。）の写し、法定雇用義務のない事業者（常用労働者数40人未満）については、身体障害者手帳、療育手帳（又は知的障害者判定機関の判定書）、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。

5 登録の取消等について

- (1) 雇用している障害者の退職等により、障害者雇用促進企業等の要件を満たさなくなった場合には、第2号様式により、知事に届け出してください。
- (2) 虚偽、その他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）に基づき、指名停止を行うことになります。

6 申請書の提出先及び問い合わせ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2111（代表） 内線3796～3798

099-286-3798（直通）

※ 申請書は、直接お持ちいただくか郵便又は信書便で提出してください。

（郵便又は信書便の場合は、1月31日までに必着するようお願いします。）

※ 申請に当たっては、障害のある方のプライバシーに十分配慮してください。

障害者雇用促進企業登録申請書作成に係る留意事項

1 提出書類

「障害者」は、別紙2「障害者の区分」の各区分に定める要件に該当する者とします。

申請の際は、確認資料として、申請書と併せて次の書類を提出してください。

(1) 法定雇用義務のある事業者(常用労働者数40人以上)の場合

- ・障害者雇用状況報告書（事業者控）の写し（できる限り労働局の受付印のあるもの、電子申請の場合は受付印不要。）

(2) 法定雇用義務のない事業者(常用労働者数40人未満)の場合

- ・身体障害者手帳、療育手帳（又は知的障害者判定機関の判定書）、精神障害者保健福祉手帳の写し

2 常時雇用労働者について

(1) 「(短時間労働者以外の) 常時雇用労働者」

1週間の労働時間が30時間以上あって、次の①から③のとおり、1年以上継続して雇用しているか、1年以上の雇用が見込まれる労働者をいいます。

① 雇用期間の定めのない労働者

② 一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上①と同様の状態にあると認められる者

③ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者

※1 「出向中」の労働者を出向元、出向先のいずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

※2 パートタイム労働者等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかによって判断してください。

(2) 「短時間労働者」

原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる方で、具体的には次の要件に該当することが必要です。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。
- ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

3 雇用障害者のカウント方法

以下の①～④に該当する労働者については、それぞれカウント方法が異なりますのでご注意ください。

- ① 重度障害及び精神障害者（特例）を除く1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者は実人員1人を「0.5人」として計算します。
- ② 重度障害者の場合、常時雇用は実人員1人を「2人」、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間雇用は実人員1人を「1人」、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間雇用（就労継続支援A型の利用者は除く）は実人員を「0.5人」として計算します。

- ③ 精神障害者である 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者のうち、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は 1 人として計算します。(令和 5 年 3 月 31 日より特例措置)
- ④ 1 週間の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の特定短時間労働者（就労継続支援 A 型の利用者は除く）の精神障害者は実人員 1 人を「0.5 人」として計算します。

	常用労働者	短時間労働者	
			特定短時間労働者
		30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
週所定労働者	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満	10 時間以上 20 時間未満
身体障害者・知的障害者	1 人	0.5 人	—
重度	2 人	1 人	0.5 人
精神障害者	1 人	1 人	0.5 人

※障害者ではない短時間労働者も 1 人当たりの雇用は 0.5 人と計算します。

4 障害者雇用率計算方法

「障害者雇用促進企業登録申請書」により、下記に留意し、計算してください。

- (1) 常時雇用労働者総数（申請書様式中②欄）

$$\text{総数} = \text{常時雇用労働者数} (\text{③欄}) + \text{短時間労働者数} (\text{④欄}) \times 0.5$$

- (2) 除外率（⑤欄）

「除外率」については、別紙 3 「除外率一覧表」に該当する業種がある場合には、その率を記入し、除外率を控除した労働者数を障害者雇用率算定用の常時雇用労働者数（①欄）に記入します。該当する業種がない場合は「0」と記入してください。

なお、卸売・小売業については、除外率は適用されません。

- (3) 障害者である常時雇用労働者総数（⑥欄）

$$\text{総数} = \text{常時雇用障害者数} (\text{⑧欄} \times 2 + \text{⑨欄}) + \text{短時間雇用障害者数} (\text{⑪欄} + \text{⑫欄} \times 0.5 + \text{⑬欄} + \text{⑭欄} \times 0.5)$$

⑧欄：常時雇用である重度障害者の数を記入します。

⑨欄：常時雇用である重度以外の障害者（精神障害者含む）の数を記入します。

⑪欄：週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者である重度障害者の数を記入します。

⑫欄：週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者である重度及び特例措置適用の精神障害者以外の数を記入します。

⑬欄：週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者である特例措置適用の精神障害者の数を記入します。

⑭欄：週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の特定短時間労働者（就労継続支援 A 型の利用者は除く）である重度障害者、精神障害者の数を記入します。

障害者の区分

障害の区分	要件
身体障害者	原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者
重度	身体障害者のうち1級又は2級の者
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の所持者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所により知的障害者と認定された者
重度	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳で程度が「A1」、「A2」と判定されている者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所による療育手帳の「A1」、「A2」に相当する程度（特別障害者控除等を受けられる程度等）とする判定をもらっている者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所により「重度知的障害者」と判定された者
精神障害者	<p>精神障害者保健福祉手帳の所持者</p> <p>※ 公共職業安定所等から精神障害者として紹介を受け雇用した方（障害者雇用納付金制度に基づく助成金や特定求職者雇用開発助成金の受給対象者等）については、精神障害者として取扱いができる場合があります。</p>

除外率設定業種及び除外率一覧

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則附則第一条の三関係(別表第4)による)

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製鍊・精製業を除く。) 船舶製造・修理業, 船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	百分の五
採石業, 砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)その他鉱業 水運業	百分の十
非鉄金属第一次製鍊・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	百分の十五
建設業, 鉄鋼業, 道路貨物運送業, 郵便業(信書便事業を含む。)	百分の二十
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業, 医療業, 高等教育機関	百分の三十
林業(狩猟業を除く。)	百分の三十五
金属鉱業, 児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業, 小学校	百分の五十五
幼稚園, 幼保連携型認定こども園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十

備考: 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製鍊・精製業を除く。), 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。), 林業(狩猟業を除く。), 特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は, 日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)において分類された業種区分によるものとする。

